

第100号議案

ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立公民館条例（平成17年ふじみ野市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、分館長」を削る。

第9条中「公民館の利用許可を受けたものは、」を「利用者は、第5条の」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市に自治組織の設置の届出をした町会、自治会又は町内会が大井中央公民館分館又は上福岡西公民館分室を利用する場合の使用料は、無料とする。

第10条を次のように改める。

（使用料の免除）

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

第12条第2項第2号中「社会教育法（昭和24年法律第207号）」を「法」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

1 大井中央公民館、上福岡公民館及び上福岡西公民館

単位（円）

公民館名	室名	曜日	区分			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から 午後10時ま で	午前9時から 午後10時ま で
大井中央公民館	視聴覚室		800	1,000	1,250	
	調理実習室		400	500	600	
	美術室		350	450	550	
	大会議室		550	700	850	
	第1研修室		400	500	600	
	第2研修室		200	250	300	
	第3研修室 （和室）		350	450	550	
	第2会議室		300	350	450	
	展示室		350	450	550	
	手工芸室		350	450	550	
	児童室		450	550	700	
	楽屋（和室）	平日	1,200	1,500	1,900	4,100

		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	楽屋（洋室）	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	リハーサル室	平日	1,500	1,900	2,400	5,200
		土日祝	1,900	2,400	3,100	6,600
	ホール	平日	9,000	13,600	17,600	36,100
		土日祝	12,000	17,600	22,800	47,100
上福岡公民館	ホール①		300	400	500	
	ホール②		300	400	500	
	和室①		150	250	300	
	和室②		150	250	300	
	和室③		150	250	300	
	実習室		400	500	600	
	音楽室		300	400	500	
	学習室		300	400	500	
上福岡西公民館	ギャラリー		200	300	400	
	保育室		200	300	400	
	美術工芸室		500	600	700	
	調理室		500	700	800	
	暗室		100	100	100	
	第1学習室		200	300	400	
	第2学習室		200	300	400	
	集会室		500	700	800	
	第1和室		300	400	500	
	第2和室		400	600	800	
	ホール		700	900	1,100	
	視聴覚室		400	500	600	
	ステージ（楽屋を含む。）		600	700	800	
団体連絡室		200	300	400		

2 大井中央公民館分館及び上福岡西公民館分室

単位（円）

公民館名	室名	区分		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
大井中央公民館分館	旭分館集会室	200	200	200
	大井分館和室（竹）	100	100	100
	大井分館和室（松）	300	300	300
	苗間分館集会室（梅）	100	100	100
	苗間分館集会室（竹）	200	200	200
	苗間分館集会室（松）	200	200	200
	苗間分館洋室	400	400	400
	苗間分館全館	800	800	800
	亀久保分館集会室（A）	100	100	100
	亀久保分館集会室（B）	100	100	100
	鶴ヶ岡分館集会室（A）	200	200	200
	鶴ヶ岡分館集会室（B）	200	200	200
	鶴ヶ岡分館会議室	200	200	200
	三角分館集会室（A）	100	100	100
	三角分館集会室（B）	100	100	100
	三角分館洋室	200	200	200
	三角分館全館	500	500	500
	亀久保西分館集会室（A）	100	100	100
	亀久保西分館集会室（B）	100	100	100
	亀久保西分館洋室	200	200	200
	亀久保西分館全館	400	400	400
	江川分館和室（A）	100	100	100
	江川分館和室（B）	100	100	100
	江川分館ホール	200	200	200
	江川分館全館	400	400	400
	三保野分館	500	500	500
	学園分館	300	300	300
	武蔵野分館	400	400	400
	亀居分館おなが	200	200	200
	亀居分館ききょう	200	200	200
	亀居分館1階両室	300	300	300
	亀居分館2階洋室	600	600	600
	原分館集会室（A）	100	100	100

	原分館集会室（B）	200	200	200
	原分館集会室（C）	200	200	200
	原分館全館	400	400	400
	緑ヶ丘分館	500	500	500
	八丁分館和室（A）	100	100	100
	八丁分館和室（B）	100	100	100
	八丁分館洋室	200	200	200
	八丁分館全館	300	300	300
	赤土原分館	300	300	300
	亀久保南分館	300	300	300
	ふじみ野分館	400	400	400
上 福 岡 西 公 民 館 分 室	洋室	150	150	150
	第1和室	150	150	150
	第2和室	150	150	150

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 大井中央公民館ホールの利用者が1人当たり1,000円以上の入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合の使用料は、この表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 4 大井中央公民館ホールの利用者が利用に供する目的の準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

- 5 大井中央公民館ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該区分の使用料（当該区分の使用料の額に加算した加算額を含む。）の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 6 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

#### 提案理由

使用料の免除規定を整備し、及び受益者負担の適正化を図るため、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。